



電話勧誘

自宅や職場に業者から電話がかかってきて、しつこく勧誘されます。金融商品の販売や、家庭教師の契約、健康食品の試供品、プロバイダー契約など様々です。電話勧誘の後に物が送られてきたり、訪問販売に繋がるなど、その後のきっかけになってしまうことが多くあります。

健康食品



「お体の調子はいかがですか」という電話があり、身体によい健康食品の試供品を無料で送るので了承した。試供品だけのつもりだったが、翌月にも健康食品が届き高額な請求書が同封されていた。驚いて業者に電話をすると「期日までに断りの電話がなかったので、定期購入になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。

こうして防ごう!



1回限りの試供品か、定期購入にならないのかなど、電話の説明だけでは細かなことまでわかりません。簡単に電話で返事をせず、まず資料を請求してよく内容を確認しましょう。定期購入になっても、書面(契約書)が届いて8日以内であれば、クーリング・オフは可能です。

健康食品の他の事例⇒18・19ページへ

送り付け商法



「以前、購入してもらったことがある方に電話を掛けているが、蟹はいかがですか。」という電話があった。「必要ない」と断ったが、「宅配便で送る」と一方的に電話を切られた。その後、商品が代引きで送られてきた。注文した覚えがないので返品したい。

こうして防ごう!

断ったものを送ってきた場合、受け取る必要はありません。宅配業者に「受け取り拒否」を告げ持ち帰ってもらいましょう。その際、できれば相手の業者名・住所・電話番号を控え、念のため、書面で契約解除を申し出ておくといいでしょう。

学習教材



8年前に電話勧誘で資格教材の契約をした。代金は一括で支払ったが、内容が難しく途中で止めてしまった。3日前、職場に「まだ資格が取れていないので契約が終わっていない。今後勉強を続けないのなら、登録抹消手続き費用として50万円が必要だ。」と言われた。

こうして防ごう!

資格商法の二次被害です。以前の契約とは関係ないものです。業者の話を信用せず、キッパリと断りましょう。困った時は消費生活センターへ相談してください。

